

各位

東京都港区六本木一丁目6番1号
株式会社SBI証券
代表取締役社長 澤田安太郎
問い合わせ先：経営企画部 鈴木 建
電話番号：03-5562-7210（代表）

投資信託の分配金受取方法の追加について

株式会社SBI証券（本社：東京都港区、代表取締役社長：澤田安太郎、以下「当社」という。）は、2012年4月21日（土）より、投資信託を金額指定・積立指定でご購入された場合、従来の再投資に加えて、分配金の受取も選択することが可能になりますのでお知らせいたします。

記

投資信託を金額指定・積立指定でご購入された場合、これまでは分配金は自動的に再投資されておりましたが、2012年4月21日（土）より、従来の再投資に加えて、分配金の受取も選択することが可能になります。また、新規の買付時だけでなく、既にお持ちいただいている投資信託についても、受取から自動再投資へ、自動再投資から受取へと双方向での変更が可能となります（※1）。

従来

	口数指定	金額指定/積立指定
分配金	受取	再投資

2012年4月21日（土）～

	口数指定	金額指定/積立指定
分配金	受取	受取又は再投資

当社は、投資信託において大手ネット証券最多（※2）の1,217銘柄（※3）を取扱い、お客様の幅広いニーズにお応えできる豊富なラインナップをご用意しております。

また、これら豊富な取扱銘柄の中から目的の投資信託をできるだけ簡単にお探しいただけるよう、運用実績のランキング、簡単な質問に答えることでご自分にあった投資信託が表示される投信選択ツールや、地域別、資産別、手数料別などのファンドの特徴による絞込みを直感的かつスピーディーに可能にする投資信託検索ツール「Fサーチ」など、投資信託取引の利便性向上のためサービスを拡充してまいりました。

このたびの投資信託の分配金受取方法の追加に加え、当社は今後も、「顧客中心主義」の経営理念のもと、「魅力ある投資機会（商品）の提供」を実現するべくより一層のサービス拡充に努めてまいります。

※1 口数指定買付の場合は、分配金は従来通り受取のみとなり、既にお持ちいただいている投資信託についても受取方法の変更はできません。

※2 大手ネット証券はSBI証券、カブドットコム証券、マネックス証券、楽天証券の4社

※3 2012年4月16日現在

<金融商品取引法等に係る表示>

商号等 株式会社SBI証券 金融商品取引業者

登録番号 関東財務局長（金商）第44号

加入協会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

<手数料等及びリスク情報について>

投資信託取引にあたっては、所定の手数料等がかかります（申込手数料は基準価額に対して最大3.675%（税

込)、信託報酬は純資産総額に対して最大年率3.0041% (税込)、信託財産留保額は買付時の基準価額に対して最大6.0%、換金時の基準価額に対して最大1% (非課税)。また、運用成績に応じた成功報酬やその他の費用を間接的にご負担いただく場合があります)。外貨建MMF の購入にあたっては、ご負担いただく手数料はございませんが、購入に伴う為替取引には所定の為替手数料がかかります。投資信託は、主に国内外の株式や債券等を投資対象としています。投資信託の基準価額は、組み入れた株式や債券等の値動き、為替相場の変動等により上下しますので、これにより損失が生じるおそれがあります。詳しくは、SBI 証券WEB サイトの当該商品等のページ、金融商品取引法に係る表示又は目論見書 (目論見書補完書面) 等をご確認ください。

本プレスリリースに関するお問い合わせ先： 経営企画部 03-5562-7215